

平成21年 11月11日

行政書士日本許認可センター
山内 隆 司 様

川崎市 [REDACTED]
株式会社アクト・ツーワン
担当 [REDACTED]
TEL [REDACTED]
FAX [REDACTED]

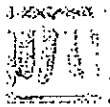
建設業大臣許可コピーご送付

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

昨日、許可証が届けきましたのでFAXさせていただきます。

経審の手続きも引き続き宜しくお願いいたします。

以 上



〒210-
神奈川県川崎市

平成21年11月 6日

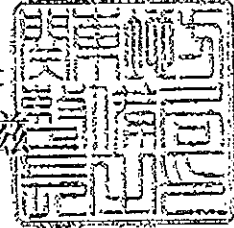
(株) アクト・ツーワン

殿

関東地方整備局長

菊 川

滋



一般建設業の許可について (通知)

平成 2 1 年 6 月 2 9 日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、東京都知事 に係る許可については、建設業法第 9 条第 1 項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号	国土交通大臣 許可(般-21) 第 23293 号
許可の有効期間	平成 21 年 11 月 6 日から 平成 26 年 11 月 5 日まで
建設業の種類	

建築工事業
 左官工事業
 石工事業
 電気工事業
 タイル・れんが・ブロック工事業
 鉄筋工事業
 ガラス工事業
 防水工事業
 熱絶縁工事業
 建具工事業

大工工事業
 とび・土工事業
 屋根工事業
 管工事業
 鋼構造物工事業
 板金工事業
 塗装工事業
 内装仕上工事業
 造園工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成 26 年 10 月 6 日 (この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)